

令和元年12月11日(水)

開会（9：55）

○渡辺秀敏委員長

開会宣言。出席委員が9名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された議案は、「補正予算」4件、「条例の制定」2件、「条例の全部改正」1件、「条例の一部を改正する条例」10件、「条例の廃止」1件、「指定管理者の指定」3件、「意見書の提出を求める請願」1件の計22件である。

議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつ願いたい。

○高橋副市長

おはようございます。委員会3日目になるが毎回天気がいいという話から始めているが、今日は予想気温が17度まで上がるということで、新発田方面に行くときニノックスのゲレンデを見ると真っ白になっている。胎内も降ってほしいと思っている。昨日、ロイヤル胎内パークホテルに行った時、胎内スキー場もゲレンデは真っ白になっていた。適切な時期に適切な雪が降ってこないかなと考えているところである。本日の案件は、議案として21件、請願が1件ということで多くの議案になっているがよろしく審議願いたい。

議第96号 令和元年度胎内市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

榎本上下水道課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ220万円を追加し、その総額を6億8,415万4千円とするもの。歳出の主なものは、第1款1項1目農業集落排水運営費において、令和元年度分の消費税及び地方消費税の中間納付額の確定により、現予算に不足が見込まれるため、公課費を増額した。一方、歳入では、第6款一般会計繰入金を増額した。次に、第2表債務負担行為の補正については、汚泥運搬業務委託料について、令和2年度当初から業務を開始するに当たり、今年度中に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するもの。

質疑

○天木義人委員

中間納税が増えたとのことだが原因は。売り上げが上がったとか、様々要因があると思うが。それからこのままいくと最終的に消費税がまた増加するのかどうか。

○榎本上下水道課長

消費税が上がった理由は、売り上げが上がったということではなく、平成 30 年度の事業費において精算した結果、納める消費税が上がったということで、それに伴い元年度の中間納付額が前年度の納付額に基づいて算定するので、結果的に上がってしまった。補正した予算額をもって令和元年度の消費税の納付額は間に合う。

○天木義人委員

昨年度の決算額が間違っていて修正申告したということだと思うが、いくら増えたのか。

○榎本上下水道課長

農業集落排水事業特別会計においては消費税の納税額には算定間違いはない。天木委員が言うのは水道会計の方だと思うが、特別会計だと平成 30 年度の消費税は特別会計の決算が終わる、出納整理期間があるので、令和元年度 9 月で最終精算が行われるという特別の規定がある。それに基づき、平成 30 年度の農業集落排水事業における消費税納税額が最終的に増額になったということである。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第97号 令和元年度胎内市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

榎本上下水道課長説明

歳入歳出予算の総額に変更はないが、第 1 表債務負担行為のとおり、保安待機業務委託料ほか 3 件について、令和 2 年度当初から業務を開始するに当たり、今年度中に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第98号 令和元年度胎内市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

榎本上下水道課長説明

収益的支出に121万9千円を追加し、その総額を9億7,530万6千円とするもので、内容としては、第1款1項1目管渠及び処理場費において脱水汚泥運搬処理業務委託料で、汚泥処理量の増加に伴い処理費用の増加が見込まれるため、当該委託料を増額するもの。また、第3条債務負担行為については、令和2年度の脱水汚泥運搬及び脱水汚泥処理業務委託料について、平成29年度に設定した債務負担行為の限度額を超えることが見込まれるため、その超える部分に係る債務負担行為を設定するもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第99号 令和元年度胎内市水道事業会計補正予算（第3号）

榎本上下水道課長

収入及び支出の総額に変更はないが、第2条債務負担行為において保安待機業務委託料ほか4件について、令和2年度当初から業務を開始するに当たり、今年度中に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第101号 胎内市農業集落排水事業の設置等に関する条例

榎本上下水道課長

総務省からの要請に基づき、令和2年度から、農業集落排水事業並びに第一簡易水道事業及び第二簡易水道事業に、地方公営企業法を適用させるもの。主な内容は、農業集落排水事業について、地方公営企業法第4条の規定に基づき地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項を定めるものであり、すでに地方公営企業法を適用している公共下水道事業に準じて同法の財務規定等を適用する一部適用とするもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第102号 胎内市第一簡易水道事業及び胎内市第二簡易水道事業の設置等に関する条例

榎本上下水道課長

総務省からの要請に基づき、令和2年度から、農業集落排水事業並びに第一簡易水道事業及び第二簡易水道事業に、地方公営企業法を適用させるもの。主な内容は、第一簡易水道事業及び第二簡易水道事業について、地方公営企業法第4条の規定に基づき地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項を定めるものであり、すでに地方公営企業法を適用している水道事業に準じて同法の規定の全部を適用するもの。附則では地方公営企業法の全部適用に伴い、地方公営企業の組織について本条例第6条第2項に規定されることから、胎内市行政組織条例の改正を行うとともに、地方公営企業法における職員の定数に関する胎内市職員定数条例の規定について合わせて改正を行うもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第103号 胎内市特別会計条例の一部を改正する条例

榎本上下水道課長

農業集落排水事業及び簡易水道事業が公営企業会計へ移行するに当たり、現行の各特別会計を令和2年3月31日をもって廃止するもの。附則においては、当該特別会計に帰属する胎内市農業集落排水事業市債償還準備基金条例、胎内市農業集落排水事業財政調整基金条例及び胎内市簡易水道施設整備基金条例についてそれぞれの条例を廃止し、その残余財産をそれぞれの事業へ引き継ぐもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第104号 胎内市農業集落排水処理施設条例

榎本上下水道課長

公共下水道等の管理及び使用に関し必要な事項を定めている胎内市下水道条例の主な規定との整合を図るため、条例の全部を改正するもの。主な内容は、第8条排水設備設置資金の融資について規定を加えたほか、第14条し尿排除の制限、第20条区域外汚水の排除、第21条行為の許可、第22条許可を要しない軽微な変更について規定を加え、第23条から第27条までにおいて処理施設の施設に関する構造及び維持管理の基準等に関する規定を加え、第28条から第32条までにおいて処理施設等に係る占用に関する規定を加え、その他文言等の整理を行うもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第105号 胎内市公共下水道事業条例の一部を改正する条例

榎本上下水道課長

下水道事業計画の見直しに伴い、処理人口や1日最大汚水排水量等を改めるほか、議会の議決を要する事項などの地方公営企業の経営の基本的事項について見直しを行うもの。主な内容は、条例の名称について公営企業法を適用するほかの名称に準じて、胎内市公共下水道事業の設置等に関する条例に改めるほか、8条において議会の議決を要する負担付き寄附の受領等の金額について水道事業と整合を図るとともに、議会の議決を要する法律上の市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る金額について、地方自治法180条第1項の規定により市長専決としている金額と合わせる改正に加え、第9条において会計管理者へ委任する事項を明確にするため所要の改正を行うもの。附則では、地方公営企業法の財務規定等適用することについて本条例第3条に規定を加えたことから、胎内市公共下水道事業に地方公営企業法財務規定等を適用する条例について合わせて廃止するもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第106号 胎内市下水道条例の一部を改正する条例

榎本上下水道課長

胎内市農業集落排水処理施設条例の主な規定と整合を図るもの。主な内容は、第17条第3項で使用月の途中で使用を開始し、又は使用をやめた時の使用料の算定方法についての規定を加えるほか、その他文言等の整理を行うもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第107号 胎内市下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例

榎本上下水道課長

審議会の任務等の規定について改正を行うもので、今後より厳しくなることが予測される事業運営等を踏まえ、下水道事業等の計画や経営について、審議事項として位置付けるもの。

質疑

○天木義人委員

委員はどのような人がなっているのか。関連があるが議第110号の水道委員会と一緒にできないのか。法的に難しいのか。

○榎本上下水道課長

下水道事業運営審議会委員の委員はいわゆる地域の方や、下水道に詳しい方そういった方々になってもらっている。下水道と水道の両方兼ねられないかということだが、同じような事業だが下水道は排水施設の汚水を扱うというもので、水道は飲料水を扱うというもので、似たような事業だが若干その辺は違いがあるので、今のところ委員については別々に委嘱している。検討する余地があれば改めて考えていきたい。

○天木義人委員

わかりました。両方の委員を兼ねている人はいるのか。

○榎本上下水道課長

現在はいない。

○天木義人委員

同じような事業をやっているのです、一つでやればもっと理解が深まり、審議の内容も深まると思う。何もわからないで審議も難しいと思うので、専門的などところで委員を絞ってやったほうが効率上がるのではないかと。検討してほしい。

○榎本上下水道課長

これまでの委員は、企業会計に詳しい方は入っていなかったが、今度下水道も水道の委員も経理をやっている方をそれぞれ一人ずつ委員に入ってもらおう予定である。今後経営状況が厳しくなることを想定してそういった方も委員になってもらう。

○渡辺宏行委員

初歩的な事だが、下水道は審議委員会で、水道は委員会なのか。これを見ると審議事項はほぼ同じような内容で、諮問を受けての審議という感じだが。それと、ここにもこれから経営が益々厳しくなるという状況の中で、委員会は8人以内と、以内にした意図は何か。むしろ厳しい状況の中でやるのであれば、先ほども選考基準的な感じでどういった人が委員になっているのかという話の中で、経営に関するノウハウというものを民間からも取り入れてはどうか。経理というのはどちらかというと経営の中身的な内容だ。企業的な関係からしたらどうやって下水道、水道事業を効率よく費用対効果をどうやってだしていくか、技術的な面もある程度は必要ではないかと思う。その辺の考え方は。あと、年間どのくらい会議を行っているのか。

○榎本上下水道課長

下水道審議会委員条例と水道委員会条例の名称の関係だが、あえて意図的に変えているということではなく、従来からの名称であり、それを引き継いでいる。ふさわしい名称があれば今後変えることも検討していきたい。8人から8人以内にしたということについては、それぞれの胎内市での地域的、人口的なバランス等を踏まえると8人でいいのかどうかということもあるが、8人以内において選定していこうということ、あまり大人数がいても意見の集約が難しいということがあると思うので8人以内に改めた。民間からの委員の人選については技術的な面とかで一般のお客様や地区の方といったところでは、中々技術的な面では意見が述べにくいということもあるので、その辺は考えていきたい。今後予定している委員で会計の詳しい方というのは、会計事務所の方それぞれ一人ずつ委嘱するということを考えている。開催回数は今のところは年1回で必要に応じて開催するというように考えている。

○渡辺宏行委員

名称がなぜ違うのかということは、特になものもないのであれば、水道会計と下水道会計は

入口と出口ということであれば統一した方がいい。どこか違うのかと取ってしまうのでその辺は検討してほしい。委員の関係だが、私も昔水道委員をやったことがあるが、ほとんどひな型というかこれで確定して印鑑を押してくださいというようなことで、お決まりみたいなやり方を昔はやっていた。そこで白紙の段階から、現状を踏まえた中での議論とかそういうことは行われていなかった。そのような状況でやっていて、言うようにあまり人数を増やしてもどうなのか。これからの水道、下水道の経営は大変厳しくなるという状況であれば、ある程度十分な議論しながら理解を深めて答申まとめしていくことが必要だと思う。その辺はどうか。年に1回とか、やっていない年もあったと思う。諮問の都度いろいろやるのだろうけど、現状を踏まえたら、年に1回の協議なり議論で果たして良いのかどうか。今は大変厳しいという状況の中で、中を見たら経営に直接関わっていく計画と経営に係る事項を審議事項に入れている。今までは特定なところで受益者のなんとかかんとかと個別で個々に入ってきた状況で、これからは経営全体を議論していくというふうな内容に変わっていくのであれば、徹底した議論も必要だと思うがいかがか。

○榎本上下水道課長

これから益々経営が厳しくなるという状況を踏まえると、こういった審議会、委員会から様々な経営関係に意見をもらうことで考えている。回数についても予算的なものもあるが、回数を再検討するなり委員の選定に当たっても、そういった民間の技術的なことに詳しい方や経営に詳しい方を選考に考慮したいと考えている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第108号 胎内市第一簡易水道及び胎内市第二簡易水道給水条例の一部を改正する条例

榎本上下水道課長

上水道等の管理及び使用に関し必要な事項を定めている、胎内市水道事業給水条例の主な規定との整合を図るもの。主な内容は、第4条で給水装置の種類についての規定を加え、第24条メーター使用料について75ミリ、100ミリについて水道事業に合わせて新たに設定するほか、第35条水道加入金について150ミリ以上の需要は想定されないことから削除するもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第109号 胎内市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

榎本上下水道課長

議会の議決を要する事項などの地方公営企業の経営の基本的事項について見直しを行うもの。主な内容は、第8条で議会の議決を要する法律上の市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る金額について、地方自治法第180条第1項の規定により市長専決としている金額と合わせる改正を行うもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第110号 胎内市水道委員会条例の一部を改正する条例

榎本上下水道課長

委員会の任務等の規定について改正を行うもの。今後厳しくなることが予測される事業運営等を踏まえ、水道事業等の計画や経営について審議事項として位置付けるほか、委員定数について、胎内市下水道事業運営審議会条例の委員定数に合わせる改正を行うもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第111号 胎内市水道給水条例の一部を改正する条例

榎本上下水道課長

胎内市第一簡易水道及び胎内市第二簡易水道給水条例の主な規定との整合を図るもの。主な内容は、第34条で150ミリ以上の需要は想定されないことから削除するほか、その他文言等の整理を行うもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第112号 胎内市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

榎本上下水道課長

議会の議決を要する事項などの地方公営企業の経営の基本的事項について見直しを行うもの。主な内容は、第7条で議会の議決を要する法律上の市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る金額について、地方自治法第180条第1項の規定により市長専決としている金額と合わせる改正を行うもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第114号 胎内市胎内木炭生産施設条例を廃止する条例

榎本農林水産課長

この施設は、間伐等による木材利用により炭を製造し、地域資源の再利用を図るため、平成12年に設置した。設備の老朽化や技術者の高齢化等の状況により平成27年度から休止しており、現在は耐用年数も経過している。このたび、木炭製造に関心を持つ市民グループから、施設を借り受けて活用したいという要望があり、用途を廃止した上で、施設を貸し付け遊休資産の活用を図る。当該グループが窯を修復し試験的に炭の製造を行ったが、うまくいかなかったという報告を受けているが、更なる改修を予定しているとのことで、製造が可能になったら貸し付けを行いたい。

質疑

○森田幸衛委員

炭を自分たちで作りたいという市民グループはどのような人たちか。廃止後に遊休資産として貸し付けるとのことだがどのような内容で貸し付けるのか。

○榎本農林水産課長

グループといっても何か組織されているわけではなく、個人の興味がある方3人でやりたいと聞いている。貸し付けの内容は、窯は直さなければ使えないということで資産的な価値はほぼない。敷地と倉庫があるのでその辺の必要な面積の話をして貸し付けていく。

○森田幸衛委員

概算でいくぐらいか。

○榎本農林水産課長

概算では面積等も決まってないことから確定はしていないが、例えば建物、倉庫的な小屋から行くと資産台帳から行くと月千円程度、土地は林地という位置づけなのでいくらでもない。

○天木義人委員

耐用年数が過ぎて老朽化しているとのことだが、不具合があつて事故等があつた場合の責任はどうなるのか。

○榎本農林水産課長

事故等の保険ということだと思うが、現在使っていないので保険等はかけていないが、その辺は使用する側で保険をかけてもらうことになる。

○天木義人委員

耐用年数が過ぎて老朽化しているということは危険が伴うということで、やはりその辺は貸し付けた方にも責任はあると思う。その辺は精査してただ借りる人があるから貸すというわけにはいかないと思う。危険を撤去して貸すとかしないと何かあつた場合は市の責任になると思う。その辺の見解は。

○榎本農林水産課長

契約する際にその辺を明記して、使う側の責任においてという形で契約したい。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第115号 胎内市設住宅条例の一部を改正する条例

田中地域整備課長

耐用年数を経過している平木田住宅の1号から3号までについて、その用途を廃止すべく改正を行うもの。新旧対照表のとおり平木田1号から3号までを削除するものである。なお、廃止後は平木田住宅1号及び2号については建物を取り壊した上で土地の売却を予定しており、3号については、現入居者から譲渡の申出があることから、現状のまま売却を予定している。

質疑

○天木義人委員

第3号棟はリフォームしていると思うが、いつリフォームしていくらかかったか。以前は誰も住んでいなかったが、いつから入居したのか。

○田中地域整備課長

入居については平成12年から入居している。リフォームは把握していないので確認後報告する。

○天木義人委員

あそこはだいぶ老朽化していて以前、貸し出しはしないということだったが、一人入居しているが、リフォームは個人でやったのか、市でやったのか。いくらかかって、いくらで売却するのか。

○田中地域整備課長

リフォームは入居者が個人でやった。その費用については把握していない。売却価格は予定として土地は約 97 万円、建物は 37 万円、併せて 134 万円を予定している。

○天木義人委員

市営住宅があるが、リフォームする場合、市の許可がなくてもできるのか。市の許可をもらってリフォームしていいのかどうか。

○田中地域整備課長

リフォームについては入居者から口頭で相談を受けて、(後ほど発言訂正あり。)話をしながらリフォームしたという経緯。

○天木義人委員

普通であれば、一部市の負担で一部個人負担と聞いているが、あそこは全額個人負担か。

○田中地域整備課長

はい。

○田中地域整備課長

リフォームの件だが、私の認識不足もあって、今年入居している方から模様替えの申請を正式にあり、こちらから許可を出して模様替えをしている。内容は介護が必要だということで、段差の解消とトイレ等も行っている。その他市では居室と寝室の床は老朽化により市の費用で改修を行っている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第116号 公の施設に係る指定管理者の指定について

南波商工観光課長

塩の湯温泉を構成する村松浜高齢者健康増進ふれあい施設及びサンセット中条について、令和2年3月31日をもって指定の期間が満了することから、本年10月に市報及び市ホームページへの掲載を通じて指定管理者を公募したところ、1社から応募があった。その後、利用者代表と地元区長を含む6名の選定委員会で書類審査等の確認を行ったうえで、応募企業に対してプレゼンテーション形式によるヒアリング実施し、利用者へのサービスの向上、施設の適切な維持管理方策などについて審査した。その結果、株式会社Jジェイ.SECURITYセキュリティをその管理運営を行わせるにふさわしい公募者と判断し、指定管理者の指定をするもの。

質疑

○丸山孝博委員

ジェイ.セキュリティの概要についてももう少し詳しく教えてほしい。

○南波商工観光課長

本社が新潟市中央区にある会社で元々は警備業務ということで会社を始めた。胎内市にも下越支部ということで、ひらせいの手前とかクロネコヤマトのあたりに下越支部がある。公の施設の指定管理は初めてということだが、グループ企業が様々ありそういったところと協力しながらやって行くというふうに聞いている。

○丸山孝博委員

創業、資本金、従業員数は。

○南波商工観光課長

創業が平成22年（_____後ほど発言訂正あり。）、資本金が1千万円、従業員数は常勤職員が254名、役員が3名、非常勤職員が46名の合計303名。

○丸山孝博委員

今度管理する会社が来年4月以降変わるわけだが、今までの指定管理者で雇用されていた方々の関係というのはどのようになっているのか。

○南波商工観光課長

本人が希望するようであれば雇用したいと聞いている。

○南波商工観光課長

先ほど塩の湯温泉の指定管理者の会社設立を平成22年と言ったが、平成20年6月20日の間違いだった。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第118号 公の施設に係る指定管理者の指定について

南波商工観光課長

胎内リゾート関係施設について、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間、引き続き株式会社胎内リゾートを指定し、その管理運営を行わせるもの。胎内リゾートの運営状況については、定例会初日の市政報告でも話が合ったとおり、収支改善の兆しが見えている。今後指定管理者と協議を続け健全経営を目指していきたい。

質疑

○天木義人委員

経営改善がみられるということだが、来年度の指定管理料は減額できるのか。

○高橋副市長

大変厳しい経営状況だが、改善の兆しが見えているというのは、一番の経営状況が厳しい部分はロイヤル胎内パークホテルの収支が一番厳しい。毎回赤字なのは奥胎内ヒュッテ。ほかスキー場、みゆき庵、フィッシング、ボートあたりは今のところ黒字だが、本体であるロイヤル胎内パークホテルをいかに黒字にしていくか、赤字を減らしていくかということが最大の課題で、前に少し話をしたかもしれないが、関西のJTBから今年度で1,500泊来てもらっている。何とか宿泊人数を増やしていく。ホテルの形態として宴会は市内の方がほとんどで、よそからきて宴会をするという方はいなくて、そういうことを考えるとリゾートホテルとして、団体もそうだがファミリー層をいかに取り込んでいくかということがこれからのねらいになる。来年度指定管理料が少しでも減らせるかというところだが、若干だが減らしていくという方向で調整している。観光振興ビジョン、アクションプランで具体的な数字も載っているが、目標で届かないという目標ではなく、それを実現する事、さらにそれを仮に5千万という目標があったとすれば一日も早く5千万より下の4千万とか、4,500万円とかで経営できるような形で努力していきたい。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第119号 公の施設に係る指定管理者の指定について

南波商工観光課長

胎内市観光交流センターについては樽ヶ橋エリアのみならず、胎内リゾートエリア、胎内市全域の観光案内など市の情報発信拠点として重要な役割を果たしている。胎内市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に係る条例第7条公募によらない指定管理者の公募者の選定ということになるが、この規定により設置目的を効果的かつ効率的に達成し、その管理運営による事業効果を期待できる一般社団法人胎内市観光協会を指定し、その管理運営を行わせるもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

(執行部退席 11:06)

請願第1号 免税軽油制度の継続を求める請願書

請願趣旨説明：胎内スキー場支配人 坂上誠

(紹介議員：坂上隆夫議員)

昨年は視察ということでゲレンデに出ていただきありがとうございました。ぜひ今年もオープンしたらゲレンデに出てスキー場を見ていただきたい。今日は北陸信越山岳観光索道協会から提出された免税軽油制度の継続についての請願ということで、説明するよということて来た。皆さんご存知のように軽油に関しては、1リットル当たり32円の税金が課せられている。これは都道府県の道路目的税として昭和31年から執行されたが、免税制度としては農業機械や船舶など道路を使わないものに適用されたもので、スキー場に係る免税措置は索道業界の運動により平成11年から認められた。スキー場では主に圧雪車など雪上を走る車両に適用されている。その後平成21年度、税制改正で道路特定財源から一般財源に変わり、平成24年から3回ほど、3年おきだが免税軽油制度の廃止という状況になったが、皆さんのお力添えと、国会議員のお力添えをいただき今まで継続している。この免税軽油制度も令和3年3月末で終了するという状況なので、さらに継続をお願いしたく、政府機関等への働きかけをお願いしたいということ。胎内スキー場で使っている免税軽油の油の量と減税額を過去5年分説明する。平成26年度3万5千900リットル、免税額で114万円、この年は降雪が12月からあり93日間営業した。平成27年度2万6千リットル、83万5千円の免税額で、この年は1月の中旬からオープンして60日間の営業であった。平成28年度は2万8千リットル、90万9千円の免税額で65日の営業、平成29年度は2万9千900リットル、96万円の免税額で73日間の営業、平成30年度は2万6千600リットル、85万6千円の免税額で63日の営業であった。昨年は12月30日からオープンしたが、3月の気温状況が激しくて、3月6日で通常より2週間ほど早く終わった。平均するとワンシーズン当たり、94万2千円免税してもらったことになる。これはスキー場に対して経費削減と直接関係してくるが、市の経費削減につながると考えられるので今後の免税軽油制度の継続について政府関係機関への働きかけをお願いしたい。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、採択すべきと決定。

(請願者退席 11:15)

○渡辺秀敏委員長

今ほど採択した請願書は意見書の提出を求めるもので、議会運営に関する申し合わせ事項により議員発議とすることになっている。議員発議について諮るが、紹介議員として坂上隆夫議員の名前があがっているので、発議者は坂上隆夫委員にお願いします。

○坂上隆夫委員

はい。

○渡辺秀敏委員長

請願第1号免税軽油制度の継続を求める請願書は意見書として坂上隆夫議員ほか賛成議員を発議とすることと決定する。

閉会中所管事務調査の取扱い

○渡辺秀敏委員長

当委員会の閉会中所管事務調査について意見を伺う。

(「委員長一任」の声あり)

○渡辺秀敏委員長

年末年始ということで、天候により事情が変わることもあるので、今回は閉会中所管事務調査を行わないこととする。その他の案件もないので、以上でまちづくり常任委員会を閉会とする。

閉会（11：18）